

第二十二回国会 衆議院 地方行政委員会 議録第三十九号

昭和三十年七月十三日(水曜日)

午前十一時十一分開議

出席委員

委員長 大矢 省三君

理事 池田 清志君 理事 龜山 孝一君

理事 古井 喜實君 理事 鈴木 直人君

理事 前尾 繁三郎君 理事 加賀田 進君

理事 門司 亮君 川崎 末五郎君

木崎 茂男君 齋藤 彌三君

渡海 元三郎君 齋藤 憲一君

丹羽 兵助君 吉田 重延君

山崎 巖君 北山 愛郎君

川村 鐵藏君 五島 虎雄君

出席 國務大臣 川島 正次郎君

出席 自治政務次官 永田 亮一君

出席 自治政務委員 小林 興三君

出席 自治政務委員 後藤 博君

出席 自治政務委員 後藤 博君

出席 自治政務委員 後藤 博君

出席 自治政務委員 後藤 博君

出席 自治政務委員 後藤 博君

出席 自治政務委員 後藤 博君

出席 自治政務委員 後藤 博君

出席 自治政務委員 後藤 博君

出席 自治政務委員 後藤 博君

出席 自治政務委員 後藤 博君

出席 自治政務委員 後藤 博君

出席 自治政務委員 後藤 博君

出席 自治政務委員 後藤 博君

出席 自治政務委員 後藤 博君

出席 自治政務委員 後藤 博君

出席 自治政務委員 後藤 博君

出席 自治政務委員 後藤 博君

出席 自治政務委員 後藤 博君

出席 自治政務委員 後藤 博君

出席 自治政務委員 後藤 博君

出席 自治政務委員 後藤 博君

出席 自治政務委員 後藤 博君

出席 自治政務委員 後藤 博君

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(大矢省三君外四名提出、衆法第四二号)

地方公営企業法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一八号)(参議院送付)

地方財政等に関する件

○大矢委員長 これより会議を開きます。まず去る六日、参議院より送付せられた地方公営企業法の一部を改正する法律案を議題として提案理由の説明を聴取することにいたします。永田政府委員。

地方公営企業法の一部を改正する法律案

地方公営企業法の一部を改正する法律案

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二九二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十条・第四十一条」を「第四十条―第四十一条」に改める。

第八条第一項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次のように加える。

一 地方公営企業の基本計画案を作成すること。

第九条中第十四号を第十六号とし、第十三号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 当該企業に係る行政庁の許可、認可、免許その他の処分を政令で定めるものを受けるところ。

第九号中第三号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 地方公営企業の基本計画案の作成に関する資料を作成し、地方公営団体の長に送付すること。

第二十条第一項を次のように改める。

地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の事実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。

第二十条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の事実に基づき、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って、整理しなければならない。

第二十一条に次の一項を加える。

3 管理者は、政令で定めるところにより、地方公営企業の料金徴収の事務を、当該地方公営企業と同種の事業を経営する会社その他政令で定める者に委任することができ、

第二十三条中「利益剰余金」を「利益」に改める。

第二十六条後段を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為を避け、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じたものについては、管理者は、当該地方公営団体の長の承認を得て、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前二項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公営団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公営団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

第三十二条を次のように改める。

(剰余金)

第三十二条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめ、なお残額があるときは、政令で定めるところにより、その残額の二十分の一を下らない金額を減積立金又は利益積立金として積み立てなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、議会の議決を経て定めなければならない。

3 第一項の減積立金は、企業債の償還に充てる場合のほか、使用することができない。

4 第一項の利益積立金は、欠損金をうめる場合のほか、使用することができない。

5 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

6 前項の資本剰余金は、政令で定める場合を除くほか、処分することができない。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(欠損の処理)

第三十二条の二 地方公営企業は、毎事業年度欠損を生じた場合において前事業年度から繰り越した利益があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめ、なお不足があるときは、政令で定めるところにより、これを繰り越すものとする。

第四十条に次の一項を加える。

2 前項の規定による公表は、これをもつて、当該地方公営企業に係る地方自治法第二百四十四条第一項の規定による普通地方公共団体の長の行方公表とみなす。

第四十条の次に次の一条を加える。

地方公営企業法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案

第一類第二号 地方行政委員会議録第三十九号 昭和三十年七月十三日

る。

(助言等)

第四十条の二 内閣総理大臣は、地方公営企業が第三条に規定する基本原則に合致して経営されるよう、地方公営企業を経営する地方公共団体に対し、助言し、又は勧告することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の助言又は勧告を行うため必要がある場合においては、地方公営企業を経営する地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、当該地方公営企業の経営に関する事項について報告を求めることができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の第三十二条の規定は、昭和三十年度の決算から適用する。この場合においては、昭和二十九年年度以前において改正前の第三十二条第一項の規定により積み立てた利益準備金は、政令で定めるところにより、改正後の第三十二条第一項に規定する減債積立金又は利益積立金として積み立てられたものとする。

○永田政府委員 地方公営企業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な改正事項の概略を御説明申し上げます。

地方公共団体が処理いたします事務は、いわゆる権力行政のほか非権力行政にわたる広範な分野に及ぶものでありまして、非権力行政のうちでも住民全般に対してよりよいサービスを提供することにより直接住民の福祉の増進

に寄与するところの上下水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業等の各種の公営企業が最も重要な役割を占めておられることは申すまでもないところであります。このように重要な意義を有する地方公営企業をますますその経済性を発揮せしめるとともに、住民の福祉の増進に一層寄与するよう経営させるため、去る昭和二十七年八月一日地方公営企業法が制定施行されたのであります。その後の運営の状況を見ますと、適用事業の数は漸次増加しつつあり、現在水道事業九十団体、軌道事業十五団体、自動車事業三十団体、地方鉄道事業三団体、電気事業十団体、ガス事業十団体、その他の事業九団体、計百六十七団体の多数に上り、これらの企業の営業収益合計額は、昭和二十八年年度において四百六十七億圓、資産総額は、昭和二十九年三月末日において約二千億圓、これらの企業に従事いたします職員の数も、六万人をこえるという状況に達しております。

法律施行以来各地方公営企業においては、本法制定の目的であるところの企業の経済性の發揮と公共の福祉の増進に向つて日夜努力を傾注し、その成果には見るべきものが少なくないと考えられますが、政府におきましては、法律施行以来の経験にかんがみ、なお若干の改正を必要とする点があるものと考へ、諸般の調査研究を加へるとともに各方面の意見をも聴取しました結果、今日成案を得まして、地方公営企業法の一部改正法律案として、今期国会の御審議をわずらわすことに相なつた次第であります。

次に、本案の内容につき、その概要を御説明申し上げます。

まず改正の第一は、地方公共団体の長と管理者の間に於ける事務の配分の合理化その他地方公営企業の能率的運営に必要な規定の整備をはかつたことでありまして、

従来の規定のもとに於ては、管理者が業務の執行に關し担任する事務の範囲が必ずしも明確でない点が若干見受けられ、そのため事務の能率的遂行が妨げられる懸念がありましたので、今次改正案におきましては、地方公営企業の基本計画案の議案に対する提出及びその原案の作成に關する取扱い方法を明確にするるとともに、地方公営企業の経営にかゝる許可、認可等行政の処分を必要とするものうち輕微なものについては、管理者が当該地方公共団体を代表して申請等に關する事務を処理することができるようにしたものであります。また、交通事業のごとき事業に於ては、同一業種の民間会社等との間に於いて連絡切符を発売する等の要請が漸次高まつてきており、これがためには、公金徴収事務を委託しなければならぬわけでありまして、従来地方自治法第二百四十三條の規定との關係において疑問が存しましたので、この際地方公営企業の料金の徴収に限り一定の条件のもとに民間会社等に委任することができるようになした次第であります。

改正の第二は、減債積立金制度の創設等予算、決算及び会計制度について合理化をはかつたことであります。地方公営企業の予算、決算及び会計制度につきましては、現行規定のもとにおきましては、企業の経済性を發揮することができるといふ一般の官庁財務に比し種々の特別規定が設けられているのであります。その合理化を一層徹底するため若干の改正を加へる必要が生じたのであります。すなわち、計理の方法に關する原則を明確にし、国の財政法の規定にない事故繰越の制度を採用し、剰余金及び欠損の処理に關する原則を明確にすることとしたのであります。特に剰余金の処分につきましては、従来商法の概念にない決算上の利益はその一定割合を利益準備金として積み立てるものとされておりました。が、地方公営企業におきましては、会社と異なり株式による払込資本金というものがなく、企業債によつて建設を行なつていく状況にありまして、今後は利益の一定割合を減債積立金または利益積立金として積み立てることに改め、もつて企業経営の健全化をはかることとした次第であります。

改正の第三は、地方公営企業の経営に關する助言及び報告に關する規定を整備したことであります。地方公営企業の経営が法律に定められている経営の基本原則すなわち、経済性の發揮と住民の福祉の増進に寄与するよう政府は、従来とも必要に応じて助言を行います。もしくは報告を求めていたのであります。今後一層この点に留意して対処していくために本法中に地方公営企業の経営に關する助言、勧告及び報告に關する規定を設けることとした次第であります。

以上、地方公営企業法の一部を改正する法律案について、その概要を御説明いたしましたのであります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○大矢委員長 これにて提案理由の説明は終りました。なお質疑は後日に譲りまして、本日は説明を徹することにとめておきます。

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案  
市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案  
市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。  
附則第二十一項中「第三十六項」を「附則第三十三項及び第三十七項」に改める。  
附則第二十二項中「同法第十九條の規定の定めるところによる。」を「同法の規定による被保険者期間の計算の例による。」に、「及び附則第三十四項」を「から附則第三十五項まで」に改め、「政令で定めるところにより」を削る。  
附則第三十三項中「前項に規定する者の組合成立の日前における」を「前二項に規定する者の昭和二十九年十二月三十一日以前における」に、「組合成立の日以後」を「昭和三十年一月一日以後」に改める。  
附則第三十四項中「附則第三十二項」の下に「及び第三十三項」を加え、「組合」を「組合又は附則第二十一項の規定によりこの法律の規定の全部の適用を受けない市町村」に改める。  
附則第三十五項中「附則第三十項から前項まで」を「附則第三十項か

りまして、本日は説明を徹することにとめておきます。

りまして、本日は説明を徹することにとめておきます。

ら第三十二項まで及び前二項に改める。

附則第三十三項を附則第三十四項とし、以下順次一項ずつ繰り下げ、附則第三十二項の次に次の一項を加える。

33 附則第二十一項の規定により

この法律の規定の全部の適用を受けない市町村は、当該市町村の職員で市町村職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第四十一項の規定施行の際現に厚生年金保険の被保険者であつて同法による改正前の同項の規定の施行によりその資格を喪失したものの厚生年金保険の被保険者であつた期間は、その者の長期給付に相当する給付の計算の基礎となる期間に合算するよう措置しなければならぬ。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十年一月一日から適用する。ただし、改正後の市町村職員共済組合法附則第三十七項に規定する適用除外市町村の職員で、昭和三十年一月一日以後この法律の施行前に退職（免職及び失職を含む。）し、死亡し、又は厚生年金保険の脱退手当金を受けた者については、改正後の同法附則第三十三項から第三十五項までの規定は、適用しない。

2 改正後の市町村職員共済組合法附則第三十三項から第三十五項までの規定の適用を受ける者で昭和三十年一月一日以後この法律の施行前に厚生年金保険の障害年金又

は障害手当金の受給権者となつたものに対する当該障害年金又は障害手当金については、なお従前の例による。

3 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「附則第三十四項」を「附則第三十五項」に改める。

○門司委員 たいだいま議院に供された市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

市町村職員共済組合法は、本年一月一日施行されたのでありますが、同法によりますと、共済組合はその組合員に対して長期給付を行うに当りまして、同法の施行に伴つて厚生年金保険の被保険者から組合員となつた者については、厚生年金保険の被保険者であつた期間を組合員としての期間に合算するとともに、一定の金額を厚生保険特別会計から共済組合に交付すべきことを規定いたしております。一方、同法の規定の適用を受けない市町村は、同法の長期給付に相当する給付を別に行わなければならないのであります。この場合厚生年金保険の被保険者であつた期間の合算については明確な規定がなく、また厚生保険特別会計からの交付金の規定もなく、その間の取扱ひに均衡を失するものがあるのであります。そこで、適用除外市町村が長期給付に相当する給付を行う場合に

おきましても、市町村職員共済組合の場合と同様に右の合算措置を講ずべきものといはれますとともに、これに伴い厚生保険特別会計から一定の金額を

適用除外市町村に交付することといたしたいのであります。

以上が本法案の提案の趣旨並びに内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議をいただきまして、すみやかに本法案の成立を見ますようお願ひ申し上げる次第であります。

○大矢委員長

前から大体の予定で、きよう審議することにして、通告したのであります。五島君。

○五島委員

地方自治法の一部改正の審議に入ります前に、ちょっと議事進行というところからいいたすけれども、これに関連するよきな問題で、非常に地方団体の一職員組合が困つておる問題が一つあるわけなんです。それで審議する前において、ちょっとこの問題について自治庁の見解を聞いておきたいと思ひますので、お許し願ひたいと思ひます。

○大矢委員長

よろしゅうございます。〔異議なし〕と呼ぶ者あり。五島委員 どうもありがとうございます。実は兵庫県の一市なんです。これが四月の市長選挙あるは市議員選挙を通じて年間予算を組んだわけなんです。しかし交付税の見積額等に非常に誤算を生じまして、追加更正予算を認めなければならぬような状態になつてきた。従つて市の理事者がこの年間予算を追加更正するための市会を招集いたしました。二割方の削減を行おうとした。そうして今この委員会でも問題になつておる地方財政再建促進特別措置法等々に関連してかどうかかわかりませんが、その市で——この市の名前は兵庫県の相生市です。そこで相生市財政の特別措置条例というものが提案されておる。そうしてその条例が市会を通過いたしましたわけなんです。ところがこの年間予算の追加更正の問題で更正された金額は八百十六万円になるわけなんです。その二割に該当する費用が、すべて職員の手の中から削減された。そ

の他ほかの事業費等々は削減されな

いで、すべて給与費の中から削減されておるといふことなんです。そうして地方公務員法でもいろいろこの給与の問題については五十五條にうたわれておるわけなんです。この給与の問題については組合とよく相談をする。それから他、地方の同地域内の給与とできるだけ見合わせるようにバランスをとつて給与は改訂されるだといふようなこと、それからまたスト権が地方公務員にはない、そのスト権の喪失にかつて、地方公務員法という保護の法律ができたと思はれるわけなんですけれども、相生市におきましては、市の決議によつて条例ができてしまつた。そうしてその節約の趣旨が、すべて職員の手の中からは削減しようといふこと、市の財政を建て直すためには断じてこれを通過させなければならぬと市長が言つておるそうです。聞いたことはないのですけれども、こういうふうなことが相生市ばかりでなくて、全国でもおるよきに聞かれます。

ちようどきのうも自治二法案についての参考人が来ましたが、自治労の書記長の陳述の中から、秋田県の問題が出ておる。自治庁のだれが言われたかわかりませんが、首切りをするならば、資金仲介の労をとらうと言われたといふよきなことを、秋田県知事が秋田県会の総務委員会で発表されたといふことが、きのう公述の中におかれ、そうしてわが黨の加賀田君がこれを念を押して、間違いないといふ確信を持って公述されておるわけなんです。それからまたきのうの知事代表、茨城県知事の友末さんの参考資料として出

た。北山委員 そういふふうな議事日程はいつきましたのか。地方自治法をやるといふようなことは……。

された中に、夏季手当の問題について、全県下で〇・五あるいは〇・四、あるいは秋田県のごときは〇・二五の夏季手当しか出してなくて、あと〇・五〇とかあるのは〇・二五の支給は見通し困難であるという備考が付されておりました。こういふように地方財政が非常に逼迫をいたして、その中にこの二法案がまだ審議の過程あるときは、地方においてはこういうふうな再建整備の条例等々がどんどん通過して、そしてその通過する中に地方公務員自体の給与が、ほんとに根こそぎ二割あるいは一割というふうな削られていくということになるならば、われわれは非常に重大な関心を持たざるを得ないわけですね。今までの昭和三十年度における財政計画方針なんかの説明と、それから北山さんや門司さんたちを中心として、いろいろ五百数十億円にわたるところの赤字の問題について、それぞれ当局の説明を聞いておるわけですが、何としてでも地方財政は非常時局である。非常時局であるといわれるから、どんどん地方が先走って、そうして再建条例等々をどんどん地方で出して、そのしわ寄せといったら語弊のある言葉かもしれませんが、せんけれども、しわ寄せが地方公務員の給与に直接影響してくる。そうしてスト権もないところの職員組合は非常に困っている。二割の給与の削減か、首切りになるのかあるいは賃金の低下になるのかというふうなことも、いまだにわからないような彷徨状態にある。こういうふうなことが兵庫県、相生市のみならず、全国至るところにあるやに聞き及ぶ。従って自治庁とし

ては、一体こういうことがいいのか悪いのか、それについての見解を聞いてみたいと思つておる。〇小林(号)政府委員 ただいまお話の相生市の問題は、実はわれわれも具体的に承知をしておらないのでありまして、お話のような何か似たような問題でも出ておるといふことは聞いておるんですが、具体的なお話を聞いておらないのであります。それで実情をよく聞いてみます。そういう趣旨で、その条例で何をきめたのかということもよくわかりませぬし、予算の構成等の経緯もわかりませぬし、そういう点は事情をよく聞いてみたいと思つておる。

〇五島委員 聞いてみると、いふことは、相生市に直接お調べになるのですか。

〇小林(号)政府委員 何かそれに関連いたしまして、地方の職員組合の方が出てきておられるのであります。それから、とりあえずその方から実情をよく聴取したいと思つておる。

〇加賀田委員 今相生市の問題で、いわゆる予算の補正に基いてはほとんど人件費のみにそれがしわ寄せされておる、首切りが出ておるといふことを聞きました。昨日私が参考人からお聞きした秋田県の問題も、ややよく似ているんじゃないかと思つておる。ここで質問したいのは、昨日の質問の中では総務委員会とか、昨日の秋田県の県会で四日の午後三時から、秋田県の県会での公式の席上で小細知事がそれを言明しているという

ことが明らかになりました。その内容といたしましては別として、やはり自治庁の方から相當のこれに対する示唆があるように私は聞くのです。小細知事と谷藤議長が自治庁の方に参りまして、川島長官並びに小林行政部長といふいろいろ話を、そして機構改革あるいは行政整理に基いて、いろいろあるのをお断りすれば、融資とかあるのは特別に認めるというふうなことが、はっきりと公式の席上で言明され、速記録に載つておる。そういうことを考えてみますと、自治庁としては、こういう再建法案と関連いたしまして、現在の地方の財政の赤字を解決するために地方団体にどういふ指導をして、おられるのか、われわれの知る範囲では、まず地方公務員の首切りを行なつて人件費を削減する、それが第一条件のような印象を受けるのですが、これに對して長官並びに小林行政部長から現在の赤字団体の問題をどういふふうにして解決していくのか、具体的に説明していただきたい。

〇川島國務大臣 ただいま加賀田君の指摘の秋田県の問題は、私は秋田県知事と会つたこととございませぬから、私自身がそういうことを指示したことと、ございませぬ。地方財政の立て直しの方針は、もとと赤字の原因が地方団体別によつて違つておる。一方、一概にはどういふ方針とは言えないのでございませぬ。私も地方の自主性を尊重いたしまして、地方独自の原因がありますから、その原因を排除して赤字の解消に持っていくと思つておる。こちらから人件費を削れとか、事業費を削れとかいふより、これは指図はいたしません。また今御審議願つておられます地方財政再建促進

措置法にいたしました。そういう指導をいたさないであります。どこまでも地方の自主性に基きまして再建をしてもらいたい、こういう考え方で、これが今日自治庁の持つておる方針でございます。

〇北山委員 関連して、長官のただいまのお話でございませぬ、地方財政の問題あるのは今度の赤字処理の問題、こういう問題については再建計画をどういふふうに出すかという問題は、地方の自主性にまかせる、こういう御方針である、はっきり言明されておるわけですね。そういたしますと、今度御提案になつておる再建促進法、この中には再建計画を自治庁長官に提出するわけでございますが、それを自治庁長官に変更したりすることが、できるような規定になつておるわけですか。ですから、そういう法案の趣旨ではただいまの長官のお話とは相反する、自治庁長官はあくまで地方団体が人件費を削るか、物件費を削るかというふうなことは、地方団体それぞれ自主性にまかせるのだというふうなことを言つておるわけですが、それならば再建促進法の中では、やはり再建計画というものは地方団体の自主性にまかせて提出をしていただけないかと思つておる、その辺どうも矛盾を感じますので、長官のお考えを聞いておきたい。

〇川島國務大臣 再建計画を立てます場合には、地方議会の承認を得てこれを自治庁に持ってきて、自治庁長官の承認を得る、こうなつておるのであります。私もそれに對して非常に不合理な遂行不可能な再建計画等は、これは多少の償行として修正をす

ることがあり得るかもしれませぬけれども、長期にわたる再建計画が遂行し得るといふことでありますれば、その内容に對してかれこれ言ひわけではないのであります。遂行し得ないようなあらかじめむづかしい計画を持つてくれれば、それに對して是正を求めるといふ場合もあるかもしれませぬ。こういう意味でありまして、特に私の方から指示して、お前の団体では人件費を減らせとかなんとか、そういうことまで立ち入つて言ひわけは毛頭ございませぬし、また今度の再建促進法の精神が、さうであるとして、地方の自主性を尊重することはあくまでも買ひこらして、いふのでありますから、北山さんの御心配のようなことは、私も、かように考へておる。

〇北山委員 地方団体がどのような財政措置をするか、そういうことについては自治庁としては白紙である、こういうふうなお話でございませぬ。しかし、これは自治庁が従来やってきておる実績から見ても、あるいは法律、制度の上から見ても、どうしても合致しないように考へます。たとえば、長官のお話の最後の方にある規定は、必要だといふことには、地方団体の運営について自治庁長官は必要な技術的な助言その他をやり得るようになっておる。だから自治庁は、この公務員法の精神にのつて、それが正しく運営されるように、その監督とか指導はございませぬけれども、地方団体に對して、少くとも必要な助言とか、そういうものはできるような建前に法律ではなつておるわけなんです、全然自治庁が

容といたしましては別として、やはり自治庁の方から相當のこれに対する示唆があるように私は聞くのです。小細知事と谷藤議長が自治庁の方に参りまして、川島長官並びに小林行政部長といふいろいろ話を、そして機構改革あるいは行政整理に基いて、いろいろあるのをお断りすれば、融資とかあるのは特別に認めるというふうなことが、はっきりと公式の席上で言明され、速記録に載つておる。そういうことを考えてみますと、自治庁としては、こういう再建法案と関連いたしまして、現在の地方の財政の赤字を解決するために地方団体にどういふ指導をして、おられるのか、われわれの知る範囲では、まず地方公務員の首切りを行なつて人件費を削減する、それが第一条件のような印象を受けるのですが、これに對して長官並びに小林行政部長から現在の赤字団体の問題をどういふふうにして解決していくのか、具体的に説明していただきたい。

〇川島國務大臣 ただいま加賀田君の指摘の秋田県の問題は、私は秋田県知事と会つたこととございませぬから、私自身がそういうことを指示したことと、ございませぬ。地方財政の立て直しの方針は、もとと赤字の原因が地方団体別によつて違つておる。一方、一概にはどういふ方針とは言えないのでございませぬ。私も地方の自主性を尊重いたしまして、地方独自の原因がありますから、その原因を排除して赤字の解消に持っていくと思つておる。こちらから人件費を削れとか、事業費を削れとかいふより、これは指図はいたしません。また今御審議願つておられます地方財政再建促進

措置法にいたしました。そういう指導をいたさないであります。どこまでも地方の自主性に基きまして再建をしてもらいたい、こういう考え方で、これが今日自治庁の持つておる方針でございます。

〇北山委員 関連して、長官のただいまのお話でございませぬ、地方財政の問題あるのは今度の赤字処理の問題、こういう問題については再建計画をどういふふうに出すかという問題は、地方の自主性にまかせる、こういう御方針である、はっきり言明されておるわけですね。そういたしますと、今度御提案になつておる再建促進法、この中には再建計画を自治庁長官に提出するわけでございますが、それを自治庁長官に変更したりすることが、できるような規定になつておるわけですか。ですから、そういう法案の趣旨ではただいまの長官のお話とは相反する、自治庁長官はあくまで地方団体が人件費を削るか、物件費を削るかというふうなことは、地方団体それぞれ自主性にまかせるのだというふうなことを言つておるわけですが、それならば再建促進法の中では、やはり再建計画というものは地方団体の自主性にまかせて提出をしていただけないかと思つておる、その辺どうも矛盾を感じますので、長官のお考えを聞いておきたい。

〇川島國務大臣 再建計画を立てます場合には、地方議会の承認を得てこれを自治庁に持ってきて、自治庁長官の承認を得る、こうなつておるのであります。私もそれに對して非常に不合理な遂行不可能な再建計画等は、これは多少の償行として修正をす

ることがあり得るかもしれませぬけれども、長期にわたる再建計画が遂行し得るといふことでありますれば、その内容に對してかれこれ言ひわけではないのであります。遂行し得ないようなあらかじめむづかしい計画を持つてくれれば、それに對して是正を求めるといふ場合もあるかもしれませぬ。こういう意味でありまして、特に私の方から指示して、お前の団体では人件費を減らせとかなんとか、そういうことまで立ち入つて言ひわけは毛頭ございませぬし、また今度の再建促進法の精神が、さうであるとして、地方の自主性を尊重することはあくまでも買ひこらして、いふのでありますから、北山さんの御心配のようなことは、私も、かように考へておる。

〇北山委員 地方団体がどのような財政措置をするか、そういうことについては自治庁としては白紙である、こういうふうなお話でございませぬ。しかし、これは自治庁が従来やってきておる実績から見ても、あるいは法律、制度の上から見ても、どうしても合致しないように考へます。たとえば、長官のお話の最後の方にある規定は、必要だといふことには、地方団体の運営について自治庁長官は必要な技術的な助言その他をやり得るようになっておる。だから自治庁は、この公務員法の精神にのつて、それが正しく運営されるように、その監督とか指導はございませぬけれども、地方団体に對して、少くとも必要な助言とか、そういうものはできるような建前に法律ではなつておるわけなんです、全然自治庁が

容といたしましては別として、やはり自治庁の方から相當のこれに対する示唆があるように私は聞くのです。小細知事と谷藤議長が自治庁の方に参りまして、川島長官並びに小林行政部長といふいろいろ話を、そして機構改革あるいは行政整理に基いて、いろいろあるのをお断りすれば、融資とかあるのは特別に認めるというふうなことが、はっきりと公式の席上で言明され、速記録に載つておる。そういうことを考えてみますと、自治庁としては、こういう再建法案と関連いたしまして、現在の地方の財政の赤字を解決するために地方団体にどういふ指導をして、おられるのか、われわれの知る範囲では、まず地方公務員の首切りを行なつて人件費を削減する、それが第一条件のような印象を受けるのですが、これに對して長官並びに小林行政部長から現在の赤字団体の問題をどういふふうにして解決していくのか、具体的に説明していただきたい。

白紙であるなどということは制度の上からも考えられない。また事実さういう線に従って、たとえば山形県上山市の場合におきましても、必要な通牒を長官はお出しなされたはずで、どんなふうになっても、それが不可能でない計画でありさえすればのむのではありません、やはりそこには、指揮監督という権限はないにしても、ある程度の責任といえますか、自治庁長官としての責任はあるのではないか。また実際再建促進法が出た場合には、その線に従ってああせい、こうせいというふうなことを言われるに違いない、こういふふうにおられるのです、今までやってきましたおられる自治庁の仕事とは、ただいまのお話はいさ食い違っておるよりに思ふのですが、今までやってきましたおられることは矛盾しないか、重ねてお伺いいたします。

○川島國務大臣 自治庁長官の権限は、今のお話のように助言、勧告の範圍内でありまして、それ以上強力な監督権はないのであります。やむを得ざる場合に限り、たとえば上山市事件のような場合に限り、特に助言をするようなことがありますが、大體において自治庁というものは地方の自主性を尊重するというのが法律の精神でありまして、この再建整備法もやはりその考え方でできておられますから、従来の自治庁のやり方と少しも矛盾はないのであります、依然として地方の自主性は尊重いたします。再建整備法にいたしまして、一々こまかいことを干渉するなんていう考えは毛頭持っておりません。実行不可能なような再建整備計画を持ってきた場合には、これに対して是正を求めることが

あり得るかもしれせんけれども、さういふことは異例でありまして、各地方独特の、各地方の実情に応じた再建計画を作るのでありますから、これを尊重することがやはり必要だと考えております。先ほど御答弁申し上げたのですが、赤字の原因がみな違ふのでありますから、その違ふ原因に従って、それに対応するよりな再建計画を立てるのでありますから、私たちがこれを尊重することが一番地方財政の立て直しにはいいやり方だ、こう考えておるのであります、今までのやり方はちっとも矛盾していません、また矛盾しないようにやります。

○北山委員 赤字の原因はそれぞれ地方団体によって違ふということをお話になったのです。それも私はどうも納得しがたい。もしも地方団体の赤字はそれぞれ違ふ原因であつて、従つて一律の方法はとれないということであれば、なぜ鳩山内閣は——ことしの三月の二十五日に鳩山総理の名前で地方財政白書を出した。その中に地方財政の赤字の原因としていろいろ原因を列挙してある。共通の原因がそこに列挙されているが、さういふことが言えないはずだ。個々の団体によって赤字原因が違ふのだというよりな大臣の御答弁は、私はやはり財政白書にはつきり書いてあることは矛盾するように思ふのですが、この点もあわせてお聞きしたいと思ひます。

○川島國務大臣 赤字の原因は多種多様であることは、北山さんよく御承知の通りであります。あの白書の中に書いてある赤字の原因は、最大公約数を表したものでありまして、最大公約数をあげればああいふことになるので

あります。しかし個々の団体を見ればみな違ふことは、北山さんよく御存じのところのごいふ通り、特に給与によつて赤字になつておるところもありません、事業が過重になつて赤字になつたところもあるし、みな違ふのでありますから、私の申し上げたことは決して違わぬと思ひます。あの白書の中には、最大公約数があれだということを示してあるわけでありまして。

○北山委員 ですからあの白書の中の赤字原因というものは、最大公約数というのか、多数の団体に共通な赤字の原因のおもなものをあそこに書いたということ、もちろんわれわれもさう思つております。それならば個々の団体について見た場合においてもあの赤字原因の解決ということ、それを一地方団体の側で措置すべきか、国の側で措置すべきか、それぞれ赤字原因によつて違ふのではないかと思ふのです。たとへば補助単価が安くて、それが赤字の原因になつた、地方の方で繰ぎ足しをして、自己負担が多くなつたことが、あの白書の原因の第二番目に書いてある。それを解消するのには、地方団体がどういふふうな措置ができるでしょうか。それはやはり国の方でやらなければならないのではないのですか。

あるいは給与単価の問題にしても、給与単価の食い違ひがあるということ、赤字原因として認めておられる。しかし果して地方の公務員の給与単価が高いか低いかという問題は、給与の実態を調査してみなければわからぬと政府は言つておられる。それならば給与が高過ぎるといふことはいえないはずだ。その原因もやはり実態調査の結果を待つて、必要な部分については、国の方で

措置すべきものは措置をするということによつて、赤字原因が解消されるのです。ところがさういふことをしないので、財政白書ではばきりさういふことを言つておきながら、赤字原因は個々の団体についてこれを見て、自主的に再建計画を立てさせるといふことは、やはり国は自分の責任を果さないで、その責任を個々の地方団体に負わせる、さういふ結果にしかならないし、また先ほど来の大體の、地方の自主性を尊重するといふ言葉は、言葉はいいのですが、結局地方団体の責任において赤字の問題を解決させるんだというふうな、まことに冷淡な、国の方が責任を負わないで、地方団体に責任をおつかぶせるといふ言葉にしか聞えない。もう一べ私の疑ひに對してお答えを願ひたい。

○川島國務大臣 地方財政再建促進法は、従来の赤字を解消するというのが目的でありまして、今後の赤字をどうするかという問題は別の問題であります。従来の赤字を解消するには、二百億の長期資金を出して、これによつてたな上げをしよう、さういふのでありますからして、その点において国が責任を感じておるわけでありまして、もともと地方財政の立て直しは地方だけでできません。国と地方と一体にならなければできないことは当然であります。国も三十九年度、三十九年度両年度にまたがって、相当な施策をしよう、さういふことを打ち出しておるのであります、決して私どもは全部地方の責任においてこれを解決しろといふことは、主張もいたしませんし、またそれは不可能なものでありますから、必要があれば国でもこれに對して相当

の措置はするのでございます。それにつきましても現在の地方財政というものが、毎回申し上げるのであります、全部しゃありませんが、深刻な赤字に悩んでおる地方団体というものは、世間では、あれは水ぶくれしておるんだといふようなことで、非難もあるのではありませんから、贅肉を落して、すっきりしたものにしてみたい、その上に給与の点あるいは事業の点において、必要ならばこれを補給しようおいて、必要ならばこれを補給しようおいて、さういふ考えに立つておるわけでありまして、一切を地方の責任において、蓄積した赤字を解決し、地方財政を立て直しをしよう、さういふことを私は要求しているのではないのであります、これはもう数回申し上げておる点であります。

○北山委員 くだいようですが、贅肉を落してさういふことは、いわゆる仕事さういふことを是正するといふ意味だろふと思ふのですが、それがすなわち今度の地方財政計画上単独事業費を百何十億も落し、また公共事業費を百数十億も落し、さういふ事業をやめるといふことが贅肉を落すことなんでしょう。

○川島國務大臣 赤字の原因がどこにあるかということをよく探求しまして、その赤字の原因を解消するよりな財政計画を立てることが贅肉を落す、さういふ意味であります。それは単に単独事業を私は申し上げてないのであります。それこそ各地方団体によつて、さういふ原因が違ふのだ、さういふことを申し上げておるのでありますから、単独事業一本だ、さういふふうには切り切つて申し上げるわけにはいかないわけです。

○北山委員 切り切つてさういふより

は、地方財政計画、政府の方でいろいろに計画を出しているのですから、それを贅肉とみなして落せという意味だろうと思うのですが、要するに節約をする分として事業費を三百億ないし四百億切っておるのですから、そういうものが仕事のやり過ぎとして単独事業なりあるいは公共事業をやめてしまえ、これがすなわち贅肉を落す、贅肉の一部であると政府はみなしておるのではないかと、こうも思われな

うと思っておそれ入るわけなんです、実は相生市というところは三万七千人の小さい市である、そうして年間予算にしても一億八千万程度です。その中に従来一億円程度の赤字を持っています。そうしてその中からどうして追加更正をし、そうして節約をしなればならぬ、その節約する方針が何か、今審議をされつつあるところの再整備特別措置法が国会を通過すれば赤字団体にならなければならぬ。赤字団体になりたくない。従って今のうちに再建しておかなければならぬ、赤字が出ないようにしておかなければならぬというところで考えられておるようにも思われる。そこで無理に無理をして人件費の削減というよりな事に出た。そうするとわれわれが審議しつつあるところ、先がけて地方の公務員の首が切られたりあるいは賃金が低下されたりする、そういう現象を自治庁はどう考えるか、そういうことがいいのかどうか。

○五島委員 長官は地方団体の赤字はいろいろな状態があると言われるが、それでこれをいかにして再建するかというところは、各地方自治体の自主性にまかしていくという考え方は、従来から大体わかっているわけなんですけれども、この自主性にまかせるといふ方法が非常に問題を生ずるおそれがある。各地方団体においてあるいは理事者と議会とあるいは理事者と職員間においてあるいは市町村民、県民との問題において、非常に問題が出てくるのではなからうか。それで言葉を最初の私の発言に返していきなさいと思いたすが、他の委員の方たちは参考書類もなくて私がこういふことを言うというところは、非常に御迷惑に考えられるのだ

来た。ところがその二期削減しなければならぬ相生市は、その予算の中に五百万円計上してしまつた。そうすると寄付金を五百万円するがゆえに八百万円の削減をする。その八百万円削減するの削減が地方公務員の賃金を二割減減するということになる。そうして削減を論ずれば、いわゆるしお寄せという言葉を聞かれますけれども、結局はだんだんと回り回って地方公務員の首切り、あるいは賃金の二割の減退が来た。こういうことを市長が確信と自信と、そうして当然私の任期中にやらなければならぬ事柄であるというように豪語するに至っては、今審議しつつある二法案に非常に関連性があるように思われるわけなんです。従って小林部長がこれからお会いになって調査される場合にも、そういう面についてよく聞いておいてもらいたい。それからこれに関する書類は私だけが持っていて、そうして他の委員の方たちは参考資料も持たれないので、できるだけ早くその書類を参考として整理したいと思っております。ところで私がここで相生市の問題をなげ取り上げるかというところは、秋田県の問題もある。あるいは他全国の地方団体では何とかが整備しなければならぬということでもこの法案の通過前にいろいろ再建に努力してきた。そうして今までも県あるいは市町村が再建のために非常に努力してこられてその中に無理が生じつつあるのではないかと、あまりに無理が生じつつあるのではないかと、中に現象として生活の問題にまで波及されるわけなんです。従ってこういうように思われるわけなんです。あるいは地方公務員法をどう

う考えておるかというようになことに一つ一つの財政再建計画とか、いかに地方が計画をしておるか、無理を重ねておるかという皆さんの例の中に、相生市といういなかの小さな市を取り上げたわけでありまして、これが現在地方団体の一つの縮図ではないかと考えるわけでありまして、従って小林部長が聞かれないからまた把握されてないということとはよくわかるのですが、こういうことが現実に行われているということから推測して、私はここに委員長の御話からいってこの相生市の問題をいかなる考え方によって二割の削減がされ、相生市の職員の賃金を低下されようとするのか。そうしてその中には五百万円の寄付金、分損金の問題等も入っております。これがなかりせば三百万円の削減が可能であるというふうな問題等も含まれておるわけです。きのうの参考人で市長の代表者でしたか町長の代表者でしたか、寄付金、分損金の問題について警察署の問題、派出所の問題、あるいは学校建設の問題で非常に困っておるといふ陳述もわれわれの大きな参考になると思つた。従ってそういう問題を幾つか包含されたところの相生市の問題について、われわれはここに市長等関係者を呼んで、この二法案審議の上における大きな参考とし、また自治庁がいかに考え、いかにこれを解決するかということについての参考としたいと存じますので、ほかの委員の方には御迷惑であらうと存じますけれども、委員長の御話からいって参考人呼び出しのおとりはからいをお願いしたいと存じます。

また加賀田さんからも希望があるとありますけれども、秋田の問題について同様におとりはからい願えたら非常に幸いです。○大矢委員長 私からも申し上げますが、今相生市の代表者が来ておられるので、一つその真相を聞いて調査していただいて、明日でも報告の出来るように行政部長の御配慮をお願いいたします。○門司委員 この際自治庁に確かめておきたいと思つていますが、今問題になっておる相生市の条例の中にこういうことが書いてあります。市費をもつてする補助金、負担金、寄付金等は原則としてこれを支出しないというのです。寄付金などは原則として負担しなくて、あるいはいいかもしれないものについては、なかなかそうはいかないものについては、なかなか負担金のごときは、やはりある程度の措置は当然しなければならぬものではないかというように考えられるものがあるのではないかと。自治法には条例は、上級官庁というわけにはありませんが、市町村にあっては府県の条例に違反してはならない、あるいは国の法律に違反してはならない、違反するものは無効であると書いてある。そういう点から考えると、われわれには多少の行き過ぎがあるように考えられるのです。それからもう一つは、財政の再建を主として人件費に求めておるといふところに、私はきわめて安易な道をとらざる傾向があるように思つております。かりに二割の節約をするというこれは極力これを節約するという文字が使つてありまして、何割節約す

るといふことは書いてありませんが、市当局の御意向は、当初二割という文字をはっきり書きたかったのが工合が悪かったということ、これは文字のあやであった、別に問題にならぬと思ひますが、そういう安易な道をたどらうとする傾向があるのであります。そしてこのことは直ちに市の行政の能率に非常に大きな関係を持つてくるのです。私が自治庁の長官や政府の連中の言うことでもあまりおもしろくないと思ふことは、ややもすると人件費が多い、人間が多過ぎるといふことを言う言ふことなどは、権力を持たない官庁であり企画を立てない官庁であつて、すべて行政措置のための現業官庁としての性格を持ち、サービスマンとして第一線の役所である限りにおいては、人件費の節約ということには即住民に對する不親切ということにならざるを得なくなりませう。この点は自治庁もよほど考へてもらいたいと思ふ。ややもすると給料が高いとか人間が多いとかいって、本庁と同じように人間を減らしていったら、地方の住民に對するサービスマンができぬと思ふ。こういう点はもう少し自治庁が考へなければならぬと思ひますが、そういう小言は別にして、今の条例に對する前段に申し上げましたことを自治庁はどう考へたか、この法律を少し掘り下げて検討しないと問題が出てきやしないかと思ひます。

もう一つこの際はっきり聞いておきたいと思ひますことは、自治庁がいろいろ再建準備に對しては、これらの処置をいち早くとつて、自主的に解決しようとする一つのもの考へ方は、私は必ずしも悪いとは思ひ上げませんが、しかしこの条例を見てみますと、大体期間は一年に限つておられます。こういう財政の立て直しを一年に限らうとするは、やはり人件費その他が一番大きな問題にならざるを得ないのです。こういう行き方がいいか悪いかということ、ほかにことにはちつとも手を触れておりません。寄付金を節約すること、人件費を減らすことと、旅費規程によつて二等を三等にする等、人の待遇に關することだけが大体これの規定になつておるようでありますが、こういう再建準備の仕方がいいか悪いかということについて、一応聞いておきたいと思ひます。

○後藤政府委員 私ごく最近のことは知りませんが、相生市というのは非常に赤字を出してあります。そのいきさつは結局二十五年、二十六年の朝鮮ブームのために、あそこにある播磨ドックから非常に税収が上つたのであります。その当時は財政規模をふくらまして、事業も相當やったのであります。その後造船関係の所得が零になつて参りまして、税金が入つてこなくなつた。しかも職工の方々の給与も思ふよりに振つてくれない、失業者も相當出た、こういう關係で税をまげざるを得なくなつた。つまり税の減免が非常に多かつたのであります。しかし財政規模の方はそう簡単に縮小できないというところで、その穴をどうして埋めるかというところが長い間の問題で、私も昨年の特例交付税のときに市長からこまごまと話を聞いたのであります。その当時はそう大きな人員整理をやるといふような話は実は聞いておりませんでした。そういう特別な市で

ございますので、財政規模をどうして縮小していくか、その方法としていろいろ寄付金とか人件費に手をつけたのではないかと思ひます。なお税の減免の程度やるといふ問題にひつつかつておりました、よその市とは違つたケースではないかと思ひます。それから寄付金の多いことも事実であります。寄付金はあつても赤字の団体はできるだけやめるようにということをしておられます。ああいう団体で、大体一千万円内外の寄付金がございます。そういうものをまず出さないようにすべきではないか、こういうことを私たちは申しておられます。そのほかには、補助金をやめるといふことは、たしかこれはその市の出します負担金、補助金というよりなものではないかと思ふのであります。困から出しますもの負担をやめるといふわけには参らぬのじゃないか、これは別に事業をやらなければ問題がないのであります。事業をやめるかやらぬかの問題でございますから、これは条例で書く必要もないことでありませう、もちろん費くるとすれば、その当該団体が他の区域内のいろいろな団体に對する補助、負担金をやめる、こういう意味の条例ではないか、こういうふうに想像をいたしておられます。

話では、市町村の義務でもない県の負担すべき県立高等學校に五百万円など出すことをやめて、その辺で節約をすべきではないか。寄付金の方は五百万円計上しておいて、寄付金の方は五百万円をどうして削減をするのは適當でないのじゃないかと思ひます。この点について川島長官はどのようにお考えですか。

○北山委員 ただいまのケースはいろいろな資料がなければ判定ができません。資料が、ただいまの資料だけではわれわれ判断しますと、県立の高等學校に五百万円の寄付金を予算に計上しておられる。そうして一方においては八百何万円かの人件費の節約をしようとしておられる。これが適當かどうかということなんです。ただいまの財政部長のお

法案との関連性ですが、こういう赤字の状態がいろいろ地方団体によって異なるので、地方の自主性においてこれらの問題の解決の方法を立ててもらいたいという長官の説明であつたのですが、それと同時に地方議会が決定された再建案は、今長官自身が実施不可能だといふ見解のもとに、修正を加えたり、あるいは意見を加えたりすることのできるようになった。そのことは地方の自主性を侵さないといふお話をあつたのですが、私はこの再建案を作つたためには、やはり地方の議会の承認を得て、決議を経て提出されるべきものだと思ふのです。地方の議会というものは、地方住民の代表として公選に基いて出て参つた議員が決定されるわけですから、それは実施不可能だといふような再建案といふものは、ほとんど皆無といつていいほどではないのじゃないかと思ひます。しかしもしそういうことが長官として実施不可能だといふ見解になれば、やはり今の民主的な機構とすれば、そういう案に對してさらに再議を要請するとか、もう一度その問題に對して、こういう欠陥があるから再議を要求するといふ形で、問題を解決すべきであつて、地方住民の代表が決定された再建案を、長官が実施不可能だといつて自由にそれが変更されるというならば、地方議会の権限というものは全くなくなつてしまふ。それこそ中央集権といふ状態がその中から現われてくると思ふのです。その点に對して長官はどういふふうにお考えになつておられるか、あわせて御答弁願ひたいと思ひます。

○川島國務大臣 これは繰り返して御答弁申し上げる通り、長期にわたる再

設計画が、私ども全国的に見まして、いろいろな資料が集まっておりまして、それからを勘案して、実施不可能だと考えた場合に、反省を求めたのでありまして、大体において地方自治を尊重することは言うまでもないのであります。ことに歳出の面よりも歳入の面において、いろいろ計算などが違ってくるのではないかと、こう思うのであります。決して地方の自主性を害してまでその修正を求めるといふ考えは毛頭持っておらぬのであります。この点は重ねて特に申し上げておきます。

○小林(号)政府委員 ただいま私の名前も出ておりましたけれども、私も実は全然会っておりません。何か人違いではないかと思ひます。

○加賀田委員 もし私の聞き違ひであつたとすれば、長官も小林部長も会っていないということになります。それは具体的に資料を取り寄せていただきたいと思います。四日の本会議において当時の自由党の渋谷委員の質問に答えて、知事がそういうことを言つたといつておられます。だから会議録を取り寄せていただければ、そのことが事実であるかどうかということが明確になると思ひます。小林部長としてその点よろしく御配慮願ひたいと思ひます。

○川村(總)委員 この際長官のお考えを少しお聞きしておきたいと思ひます。今の問題と関連するわけでありませんが、ただいま加賀田委員の御質問で、秋田の問題が出ておる。なお相生の問題も出てきておる。実は六月の初めだつたと思ひますが、秋田県で公務員の夏季手当の支給を六月はやらぬ

ということになつた、これについてどういうふうにか考へておるか、実際はどうなつておるかということをお聞きしたいと思ひます。そのときに財政部長の答弁では、それは給与に見合ひだけの措置はできておるはずだから、いろいろ県自体のやりくりであるいはそういうような事態になつておるかもしれないといふことがあつたわけですが、ところが今日だんだん明らかになつたのは、夏季手当の問題にいたしまして、いよいよ〇・七五のほかに、国家公務員には〇・五が出た。これは全部支給済みになつておる。なお企業体関係においては、それよりもっと上回つた支給があつたところもあるようです。しかるに地方公務員関係は、これは都道府県関係だけ見まして、国家公務員に見合ひ〇・五が支給されたのは、大阪とか神奈川県とか、愛知、東京といった三、四の府県にすぎない。ほかはみな〇・七五である。なおそのほかに全然〇・七五も出ない県が数県、また秋田のごとく、〇・二五といふような支給にしかなく、いよいよ地方公務員に措置されておる。この問題を長官として一体どう見ておられるか、どう考へておられるか、これを一つ長官のお考えをまずお聞きしておきたい。

○川島國務大臣 先般の夏季手当の際には、資金的措置をしたことは、あの当時御説明申し上げた通りであります。しかしその資金的措置は、〇・五だけを特に貸すのではなくて、大体七月におきまして給与その他において足りない場合において政府資金を貸す、その一つの原因として〇・五を

勘定していい、こういうことを通達をいたしたわけでありまして、しかし県の財政状態、市町村の財政状態のおの違ひでありますから、今のお話の通りに、全部が〇・七五なりあるいはその他に加算した〇・五を支給しておるとは私も思つておりません。資料が集まつておりませんから、正確な統計は申し上げられないのでありますけれども、財政の窮乏した地方団体においては、あるいは条例にきめてある通り〇・七五さえ出なかつたところもあるのじゃないかといふことを想像し得るのであります。しかし資金措置はしてあるのであります。しかし資金措置は内におけるところの財政の運営は、これは地方にまかすより仕方がないのであります。地方の長と議会と相談してやつてもらう以外、私も一々個々の地方団体に対してこれを左右することの権限もなし、またそういうこともいたさぬつもりであります。全くこれはこれこそ地方の自主性にまかしてやつてもらう。ただ政府としては方針として示してある。これは今日の自治体に対する地方自治法の命じてあるところなのであります。それ以上は何とも処置がない。そういう事態になることは望ましくないものでありますけれども、現在の状態においてはやむを得ないのだ、こういうことを申し上げる以外にないのであります。決して望ましい状態であるとは考へておりませんけれども、窮乏した地方団体に対しては、あるいはそういうことができ得ることも、これは全然想像できないことではないのであります。しかしそれ以上財源の措置はできないわけでありまして、資金的措置だけをしたので

ありまして、この程度以上には何ともお答えできない、こういうふうに御了解願ひたいと思ひます。

○川村(總)委員 長官の御意思はわかるのですが、資金内措置をなさつたといふことは、結局これだけ手当を上げたから出せるのじゃないかといふ意味にはなりません。地方の団体はかりに十億なら十億の借債を認める、短期融資を認めるとおっしゃつても、もうそういうのを借りて融資を受け、公務員に特別の国家公務員並みのそれをやろうといふ力がないので、そこまで財政が窮乏して、お金のことをおそろく御存じだと思つて、口では資金面を考へてやつたんだから、こうおっしゃつても結局できないのじゃないかといふことが結論だと思つておられます。まあそれはそれといたしまして、私がお聞きしていることは、もっとそういう意味でなくして、そのように非常に困難な、いわゆる公務員に対しておすかの手当さえも出し得ないような状態に追い込まれておる公務員の立場に立つて考へるときに、長官としてやむを得ないことだ、仕方がないのだ、それはもうできないやつはできないのだ、こういう見解の的にしておられるといふようなお氣持であるか、これはやはりそういう苦しいところもあろうけれども、国家公務員並みにあるいはできるだけ地方の公務員の生活状態を考へてやられねばならぬといふ、いわゆる熱心と申しますか、そういうお氣持に立つておられるのか、それをお聞きして、そこに結局その長官のお考えと、これまで局長の御説明して参られました財政再建への考へとのズレが出てくるのじゃないか

かろうかとお考へておられるのです。その点もう一つお聞かせ置きたいと思ひます。

○川島國務大臣 私どもは赤字に悩んでおる市町村を見殺しにするなどといふ考へは毛頭ないのであります。それでこそ再建促進措置法を出して御審議を願つておるわけでありまして、毎回申し上げるのでありますけれども、地方財政がすっきりした姿になれば、その上に給与の面、事業の面において足りない点は困らぬ、これを認めるので、従つて三十九年度、四十一年度両年度にまたがって地方財政の健全化をはかろう、こういうことを——これは私一個ではありませんが、せんだつて大蔵大臣も来まして、そのことは言明しておるわけでありまして、閣議等においてもそういう線ははっきりきめておられるのであります。ただきょう困る金をどうするかといふ問題になりますと、一時的に資金措置をする以外に仕方がない、財源措置になりますればこれは別の法的措置が必要でありますから、これはすぐにはできませんけれども、とにかく今年、明年にまたがりましては全般にわたつて地方財政を立て直してやるのだ、こういうことをはっきり考へ、またそういう点について現に御審議願つておる各種の決算、予算案以外にも今後のあり方についてはいろいろ研究もし、施策も練つておるわけでありまして、必ず三十一年度においては地方財政を立て直すことには全力を尽してやりたい、こういうお氣持でありますから、私どもは決してこれをうっちゃらかしておくといふお氣持ではないのであります。どうかその点はぜひ御了

解願ひたいと思ひます。

ありまして、この程度以上には何ともお答えできない、こういうふうに御了解願ひたいと思ひます。



承願したいと思ひます。

○川村(経)委員 長官のお気持はわかるのですが、さっきの秋田の問題にしろ相生市の問題にしろ非常に地方の財政あるいは地方自治行政そのものに混乱が起きているのです。その混乱が起きている原因は、結局政府が今度の財政計画で非常に無理な圧縮された計画を立てたという事、地方交付税の税率も二二%でそのまま押えられておる等の原因で、先の財政的な見通しが立たないという事も大きな原因じゃないかと思ひます。それと半面には自治法の改正あるいは再建法案というふうなものによって、ずいぶん締めつけられていくようなことが、都道府県においてもあるいは市町村においてもさういふこと本年度の予算算の編成期に当って、今問題になっておるような混乱が出てきているのじゃないかと思ひます。われわれどなたか思ひます。政府とさされては、このような混乱を生じさせない方面において、できるだけの財政的な裏づけをしてやりながら長官の考へておられるような今後の財政の立て直しということに、長官にたびたびお話ししたいと思ひます。長官に、これは二百億ぐらいのあれでやるんだ、三十一年度からこういう考へを持って、だから再建法案をすっきりしたものに直したい、よくすっきりしたと言葉をお使いになりすすきりけれども、長官の頭の中は非常にすっきりしているようですよけれども、現実的にはどうもすっきりした姿になって出てこないのではないかと思ひます。たとえ単独事業なんかの財政計画の中では非常に圧縮され

てくることはいないかと思ひます。これは生きてきた実例ですが、地方に参りますと、二十七年の台風で落ちて流れた橋がある。わすか四、五十メートルの橋なんです。町と町の間にかかっている。この一方の町の方がその橋を通っていけばわすか二、三十分で隣りの町の駅に出られる。ところがその橋が落ちて修復ができないためにぐるぐると大回りしますから、一時間以上もかかって駅に行かなければならない。そういう生きた実例がある。その橋一つを町としてかけかえたいというのでやっておりますけれども、これができないでおる。こういうことは結局住民の仕合せもたらず問題ではないと思ひます。非常に仕合せを犠牲にしておるとだと思ひます。そういう町は、一例なのですけれども、早くそれをやりたいのです。今度のように財政計画等ができた、あるいはそれだけの財源が出てこない、地方としては、国の力、あるいは市町村になりまして、いろいろの力等も仰ぎたいと思ひます。画案が通った、あるいは再建法案が通ったといいたしても、私は今まではさういふような事は、おれとて、給与の面から申ししても、非常に混乱ができておる。だから再建法を今度考へてみるにしても、あるいは地方自治法の一部改正をお考へになるにいたしても、もう少し財源の裏づけに全力をあげて、みなの方が全力をあげて地方財政の現状をよく、がっちり握って取り組んでいって、今問題になっておるような混乱が起きないようにして再建をすべきではないか、こういう

ことを考へるのです。長官のその辺についてのお考へをお聞きしておきたいと思ひます。今までのお話を聞いておりました、長官のお気持はよくわかりました。お考へには非常に賛意を表しますけれども、実際やっておりますところの思想なり、あるいは自治法の一部改正のやり方というものは、やはり地方を犠牲にする、あくまでも地方にその責任を全部おつかせようというのでございまして、お考へは、おれと比べて、長官がお考へになっておることは、どうも賛意を表しかねると思ひます。今この点をお聞きするわけです。

○川島(経)大臣 先ほど五島さんからお話になりました相生市の問題を取り上げて考へました、過去数年年間相生市の財政運営が放漫に流れて、その結果ではないかという事も想像し得る。言いかえれば、播磨造船がそこにある。言いかえれば、朝鮮ブームで非常に景気がよくなつて、固定資産税にしてもまた法人税にしてもその他非常に収入が多かつた、その波に乗つて非常に財政規模を拡張して朝鮮ブームが終つても拡張したままこの一年間継続して市政運営をやつてきた、そこで行き詰まらぬ今日きたのだ、こういうふうに見られる部分もあるものであります。そのかわり公務員の整理ということにやることにしては、相当考へた問題がありすけれども、そういう市こそまず自分で財政規模を縮小して健全な姿に持つてきて、それに対して国がどう援助するかということが

必要でありまして、そうした財政規模が拡張したままその地方団体が金が足りないからといって、すぐここで援助しても、これは結局いつまでもたつても財政が健全化しないのじゃないか、やはり地方にまず自衛して、おれと今お話しするような橋の足りないところは、健全な姿に直して、その上にあるいは公務員の給与の面で見ると、あるいは必要な面で見ると、それが三十年度におきましては、それよりも地方において健全なる財政の姿にしたいといふことを私は希望しておるわけでありす。相生市のことにはよく調べてみますけれども、おれと相生市などもその一例でありまして、今までの放漫政策がたつてこへきたのでありますから、その放漫政策のしりぬぐいをするだけの金を政府が出すといふことは、これはできないのじゃないかという氣持がするものであります。これはよく調べて報告するようにならなければ、そういうことも各市にありす。ですから毎回申し上げます通り三十年度におきましては、地方財政を一つ健全化してもらいたい、その上に国では適當な処置をとりたい、こういう考へてありますから、その点も御了解願つておきます。

○門司(経)委員 これは今五島君が話したのですけれども、私も記憶があるのです。今ノートを繰つてみますと、昨年かその前の年の国会であつたか地方産業と各都市の状況を調査した資料がここにありす。その中に相生市がちょっと書かれてあります。これはこと、崎、玉野、因島、相生の四つの市と造船産業との関連性を一応調査した資料がありす。これを見つてみますと、と、いろいろの問題が現れてきます。しかしさっきの五島君のお話しされたことは非常に誤まりだと思ひ、それから自治庁の答弁は誤まりだと思ひ、もう少しく実態を調べなければならぬと思ひますが、市税は当初予算よりも約一千万円ふえてあります。ちゃんと予算に書いてあります。そして減っているのは千七百円の交付税が減つていす。さっき交付税がどうのこうのと言つたけれども、交付税は減つてきていす。税金の方はふえていす。財政のつじつまが合わないから、おれと公債費が少し減つていす。この公債費はどうかから借入れたか知らぬが、一時借入金にしたから公債の元利償還がなくなつたからという理由が書いてある。それは公債費の減つたのはどこから借りようとするか、これは同じことだと思ひます。市がだらしないといふが、国の方がだらしない。千七百円交付税が減つていすことが書いてある。そういうところは必ずしも私は地方自治体が放漫政策をやり過ぎていすのじゃないかと思ひます。大休市の建て直りを見ても造船界は今外国船をやつておられますから、事実上この四つの市でもわれわれが調査したときの状態ではないと思ひます。ところがそれを五島君が去年おこすといふものをそのままこへ持つてきて、おれとを思はす。私は相生市がかつていす。この予算面に、最初の収入から交付税が減つたといふ書きがありす。

す。この辺は少し、予備知識というか政府の方で考えてもらって、そうして処置してもらいたい。そのしわ寄せが直ちに公務員だけにくるといふことは、さつき申し上げましたように住民に対するサービスその他が非常に低下してきて、必ずしも行政の建前からいへばいい結果にはならない、こういふことになると思ひますので、その辺は一つ調査されるようにもう少し考えてもらいたい。

○大矢委員長 それでは本日の議題であります地方自治法の一部を改正する法律案に対する質疑の通告がございませう。通告順によってこれを許します。

龜山孝一君

○龜山委員 やつと地方自治法の改正案に入りましたので、当局に御質問を申し上げたいと思ひます。今度の改正法案に關します基本的態度はどういうような態度でありますか、この点を長官にまずお伺ひしたいと思ひます。これに關連いたしまして、今回の改正は地方制度調査会の答申を尊重しておられるというように伺つておりますが、答申以外の事項もあり、また答申とやや反するような点もあると思ひますので、その点に關する長官の御意見を拝聴したいと思ひます。

○川島國務大臣 地方自治法の一部を改正します根本の考え方は、地方政治を合理化しようということが一つ、同時にこれによって地方財政の膨張を避けようという地方財政の面と、この両面から考へて改正案を御審議を願つておるわけでありませう。大体地方制度調査会の意見を尊重いたしまして、これに基いた改正案を作つたので

あります。御指摘のように食い違ひの点があるかと存じます。その点は政府委員から一応御説明申し上げます。

○小林(号)政府委員 地方制度調査会の答申と違ふ点が実はないわけじゃないのであります。ほとんどその趣旨にのっとつておられますが、実は答申にならぬ事項がございませう。これは、答申は、重要な問題については個別的に議論をしてありますが、その他の問題については執行機關その他の能率化をはかることを一般的に答申してあるものであります。その趣旨にのっとつて自治法の全般につきまして、いろいろ問題を取り上げて解決したのであります。そのうち、その趣旨にのっとつておられるという点が実は一つありまして、信任、不信任の議案の取扱ひに關する問題がそれでございます。これにつきましては、答申は現行通りということをお知らせしておられるのであります。その後地方における実情を見ますと、長と議會との關係はほとんど大半は円滑に合理的に動いておるのでございませうけれども、ときにその間の調整がうまくつかないで、自治の運営が非常に停滞しておるといふ事例もありまして、そういう場合におきましてはむしろ長と議會との間の責任關係を明確にした方が、自治の運営を軌道に乗せる方法じゃないか、こういう実情に徴しましてこの改正が必要である、こういうことを考へたのでございませう。それ以外の点はすべて答申の趣旨を具体化したものにはかならないと考へております。

○龜山委員 それでは今回の改正で大体今までの地方制度調査会の答申に關する改正は、ほぼ済んだというのかどうかという問題と、それから承られれば第二次の地方制度調査会を現在進行中であるとお聞いしておるのですが、これらの答申及びその調査の進行状況をらみ合せまして、今回の改正法がどういふような立場をとるか、その点を一つお伺ひしたい。

○川島國務大臣 大体従来地方制度調査会からの答申に基きまして、自治法の一部を改正する法律案を作成して御提案申し上げたのであります。従来御提案は取り入れておるわけでありませう。ただいままで地方制度調査会でやつていただきますことは道州制、府県の廢合を主として取り扱つておられますので、これは小委員会へかけて熱心に御審議を願つたのであります。実は今月の十七日地方制度調査会の任期が切れますので、その任期の切れる前に一応結論を出して總會に御報告を願ひたい、かように私は希望いたしておいたのであります。小委員会の中の見解がまとまらなかつたので、結局またまらぬまま経過を總會に報告をいたしまして、これは引き続き新たに任命されて開会されます地方制度調査会にこの問題を移そう、こういう段階になつておるわけでありませう。

○龜山委員 そこで、今度の改正法案につきまします世上の最も強い非難は、地方議會に關する改正の部分に地方議會を弱体化しようとするものであると同時に、執行機關を強化するものである、という非難が最も多いように思ひますが、これに對します自治庁長官の御見解をお伺ひしたい。

○川島國務大臣 今度の改正案は執行部に対する改正と、行政委員会に対する改正と、議會に対する改正と、三つの部分であります。執行部におしよる改正案では、一番問題になるのは教育委員会であります。主管大臣である文部大臣につきましては、主として教育委員会の組織を重んじた結果、これは単に経費節約などの面から見ずには、教育問題全般として取り上げて根本的の修正をしたから、ということでは意見が一致いたしまして、これは次の議會において必ずこの問題に對しては何らかの措置をするということになりまして、行政委員会につきましましては別に御審議を願はずになつております。地方公務員法の改正案につきましましては公平委員会だけを廢止することになつております。議會に對しては數点、改正点があるのであります。全体を通じまして、率直に申し上げまして今度の改正案は執行部の権限を多少強化いたしております。せんだつて當委員会に参考人としてお見えになりました埼玉縣熊谷市の市長などの話も大いに参考になつたと私は聞いておつたのであります。熊谷市では年度当初——二十九年年度であります。歳入を勘案して歳出を大体二億で予算を組む、それが年四回審議的に開かれるおる定例市会なり、また常任委員会などの活動によって、これが決算的に一億五千万円ほど上まわり、約倍額近くなつておる。しかもあとの増額は赤字として処理しなければならぬ、という事態に迫り込まれておるわけであり

まして、議會の活動が必ずしも全部赤字の原因とは申し上げないのであります。何とせよ歳入歳出を勘案して予算を作つて、これを議會に提案して議會の承認を得て、これを執行する最終の責任者は長であります。従ひまして長に對してもっと責任を持たせなければならぬ、責任を持たせるのにはある程度の権限を与えることが必要ではないか、今までは議會と長との間の権限がややともすると法律的に混同されておるのであります。現に私どものところへ陳情に参ります、長よりもむしろ議會の方の陳情の方が多い。最近起程の陳情が来ますが、ほとんど議會人です。この間もある市の市會議長その他がおいでになりましたから、なぜ執行部が来ないのかと反問いたしまして次第で、今日では執行部の仕事まで議會が立ち入つておるという現状であります。執行部と議會の権限は違つたのでありますから、この点を明確にいたしまして、まず執行部に責任を持たせることが必要ではないか。それには多少の権限を与えなければ責任の遂行ができないのでありますから、そういう意味の考への本筋の修正——流れはあります。しかし今度の改正でたとえば年四回開かれる定例会を、年一回の通常会にして、あとは議會の四分の一の要求があれば、これは必ず開会しなければならぬ、しかも会期は議會で定めるといふふうな修正案なり、縦割りの行政部門別の常任委員会を横の連絡のあるような委員会にしようというふうなことは、これは決して地方議會の権限を縮小して、一概にこれが官僚化とか、中央集権化になるといふことではないのであります。地方議會の本

来の権限を無視した改正案ではないのであります。この程度のことでは決して地方議会の権限をじゅうりんするとはいえないと考へておるのであります。まして今は官選ではありませんし、市町村長にしても、知事にしても全部住民の公選の時代でありますから、多少長の権限がふえても、それが官僚化であるとか、中央集権化であるという非難は当らないのではないかと、こう考へているわけでありませう。

○亀山委員 地方議会に対する弱体化ということになることも、もう一つは各行政委員会及び委員等に対して同様、やはり地方団体の長の権限の強化及びこれら行政委員会及び委員等の弱体化というような非難もあるものであります。それにつきましてどういうような考へてありますか。

○川島國務大臣 行政委員会が第一問題になります。行政委員会の問題であります。教育委員会が持つております予算に対する特殊の権利というもの、これがために地方財政が膨張する一つの原因になっておつた。これは幾多の事例があつて事実であります。けれども、今回の二法案の改正においては、この問題は一応取り上げない、先ほど申し上げましたように、次の機会を待つてこれを根本的に審議しようと思つておられます。行政委員会に対しては事務局の職員がある程度執行部の職員と兼任することができるといふ点に触れているだけでありまして、行政委員会そのものを弱体化するというような改正案はないのであります。町村にある公平委員会は事実何ら活動いたしておらぬのでありますから、これはやめて、この仕事を県の人事委員会に

持つていこう、こういう考へ方でありませう。ただ問題になりましたのは給与の面でありまして、議員の性格の給与をよして、行政委員会に対してはこれを日当制にしよう、こういう改正案を出しているわけでありませう。行政委員会の性格上これが適當ではないか。こう考へているわけでありませう。

○亀山委員 たいま地方議会なり、あるいは各行政委員会もしくは委員等に関する世上のいろいろの批判もありませんが、全般的にこの地方自治法の改正がどうも地方自治中心というよりも、官僚行政中心の方に寄りつたものといふいろいろな批判もありません。つきましては先ほど川村委員から御指摘もありましたが、いろいろ御解もあるし、また同時に非常にうがった御意見もあつたので、これらに対する、つまり地方自治法の改正に対しまして中央新聞の意見あるいはその他の関係方面からの意見等をもしも自治庁においてまとめられるものがあるれば――ただ関係の地方議会あるいは教育委員会の陳情等はわれわれの方にしよつちゅう参つておりますが、いわゆる中立の立場からするよきな意見を、われわれはぜひ拝見したいと思つたのですが、そういう資料は自治庁にありますかどうですか。

○小林(与)政府委員 今の地方自治法の改正案につきましても、意見といふのは、われわれの方でもいろいろ各方面のを注意して見ておるのであります。お話の通り一応各紙の意見は集めております。しかしまだ初めでありませうので、雑誌その他に出ないと思ひますから、そういうものはございませぬが、そういう今まで手に入つたものだけなら準備しております。

○亀山委員 準備しておられるならぜひそれを一つわれわれに拝見させていだきたい。委員長、時間もだいぶ過ぎましたから、私の質問はこの次まで留保させていただきます。

○大矢委員長 それでは一時十分前でありませうから、きょうはこの程度にいたしましたして、明日続行することにいたします。それではこれをもって散会いたします。

午後零時五十二分散会

昭和三十年七月十六日印刷

昭和三十年七月十八日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局